

国への要望 II

都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

都市の農業・農地は、安全・安心な食料の供給や緑の創出といった生産面はもとより、防災機能をはじめ、環境保全や食農教育、文化の継承など、地域を守り豊かにする多面的な役割を果たしている。また、農業者は大消費地東京という環境を活かしながら多彩な農業を展開しているが、都市地域に特有の営農環境の悪化や税制等による農地継承の難しさといった自ら解決できない課題を抱えており、農地の減少に歯止めをかけることができない状況にある。

一方、生産緑地法のいわゆる2022年問題における区市の特定生産緑地の指定申請は、農地所有者への周知徹底により農地の大半の指定が見込まれている。また、4年目を迎えた都市農地貸借円滑化法による農家間の貸借も増えており、今後は、担い手の育成・確保とともに、農地の利活用促進により都市農地を保全していくことが重要となっている。

よって、政府・国会におかれては、下記事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 都市農業振興基本法の理念にもとづく振興施策の実施

都市農業振興基本法において示された都市農業の振興施策については、農林水産省や国土交通省をはじめ、関係各省庁が連携してその具体化に着実に取り組むこと。また、都市農地を保全するため、相続税等の関係税制や制度のあり方を総合的に見直す必要があることから、政府においては省庁を横断した対策を検討するための場を早急に設けること。

2. 納税猶予制度等都市農地を守り継承する制度・税制の整備

(1) 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持

これらの制度がこれまで農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割は大きく、今後も引き続き重要であることから両制度の基本を堅持すること。

(2) 生産緑地法改正の趣旨に即した相続税納税猶予制度の改善

改正生産緑地法に規定された施設を設置したところ、相続税納税猶予制度の期限の確定となる事例が発生した。については、改正生産緑地法による農業用施設と相続税納税猶予制度に規定する農業用施設の設置について整合性をはかること。

(3) 相続税等納税猶予制度の一部免除規定の創設

一定の要件のもとで地方公共団体等に寄付した適用農地については猶予額と利子税を免除するとともに期限の確定の計算から除外すること。

(4) 収用等による譲渡の際の利子税軽減措置の恒常化

収用交換等による譲渡の際の利子税免除について、期限を設けず恒常化すること。

(5) 畜舎建築等の対象拡大と畜舎用地を対象とする相続税納税猶予制度の創設

市街化区域の畜舎においては増改築もままならず、畜舎特例法の対象地域からも除外されている。都市の醸成において畜産経営は必要であることから、畜舎の増改築を可能とするとともに、畜舎特例法の対象とすること。

また、畜舎用地を対象とする相続税の納税猶予制度の創設など必要な税制の整備を行うこと。

(6) 生前に農地の一部分を贈与する制度の創設

農地と農業経営を次世代に継承しようとする農家の選択肢を増やすため、現行では農地の生前一括贈与をした場合のみ利用できる贈与税納税猶予制度について、農地の一部分を贈与した際にも利用できるよう改正すること。

(7) 納税猶予制度の相続人要件の拡大

法定相続人以外であっても遺贈によって農地を受け継ぎ営農を継承する者が納税猶予を受けられるよう、納税猶予制度の対象を拡大する改正を行うこと。

(8) 物納を認める制度改善と相続財産の適正評価

基礎控除と税率の見直しならびに相続税納付のための譲渡所得税の特例廃止などにより相続税の負担が増大していることから、相続税の納付については相続人の意向に基づいた物納が行えるよう制度の改善を行うこと。

さらに、農地や山林等、相続財産の評価にあたっては傾斜や不整形、権利の設定等について適正な評価を行うこと。

(9) 相続税における小規模宅地等の特例の拡充

相続発生時、農業用施設の用地に対する評価が過重な負担となることから、農業経営のために活用している宅地も含め幅広く特定事業用宅地として認めるとともに限度面積を大幅に広げること。

(10) 個人が所有するオープンスペースに対する相続税納税猶予制度の創設

都市農家が所有する屋敷林、山林、事業用敷地等は地域の貴重なオープンスペースであることから、こうした土地を維持できるよう防災協定の締結等を条件に相続税の納税を猶予する制度等を創設すること。

(11) 公共用地等の収用に係る譲渡所得税の改正

相続税納税猶予制度適用農地が収用の対象になり代替農地を先行取得した際には、収用に関わる譲渡所得税について先行取得した土地の代金を控除すること。

(12) 低利融資の対象の拡大

スーパーL資金については都市やその周辺地域において収用の代替農地を取得するための資金として利用できるよう、対象を農業振興地域の農用地区域に限定しない要件緩和を行うこと。

3. 生産緑地・特定生産緑地の保全対策の強化

(1) 特定生産緑地制度の指定期限に関する措置

特定生産緑地の指定は生産緑地の指定告示から30年を経過する前に行うとされているが、共有者の同意を得られず申請期限に間に合わなかったケースなど斟酌すべき事情が生じた場合には、都市計画決定権者が30年経過後にも指定ができるよう必要な措置を講ずること。

(2) 農地中間管理事業で対象とする区域の生産緑地への拡大

都市地域でも規模拡大や農地の有効活用に関する要望が高まっていることから農地中間管理事業の対象地域を生産緑地にまで拡大すること。

(3) 生産緑地の買取りに対する国の財政支援

買取申し出が出された生産緑地を自治体がい取りの実績が皆無に等しいことから、自治体の買取が実現するよう国が必要な予算を確保すること。

(4) 生産緑地を農地として農業者が購入した場合の税制の特例

買取り申し出が出された生産緑地を農業者が農地として所有権を取得する時には、売り渡した側の譲渡所得について5千万円の特別控除を設けること。

また、購入した農家が負担する登録免許税ならびに不動産取得税を免税とすること。

(5) 生産緑地のあっせん開始時期の見直し

生産緑地の買取り申し出があった場合には区市長による買取りしない旨の通知を待たずに農業者へのあっせんをただちに開始できるよう制度を改正すること。

(6) 営農環境の悪化に対応した生産緑地指定の変更

都市地域の生産緑地では、周囲の宅地化が進展することなどにより営農環境が悪化する農地が増えていることから、営農意欲を持つ農家が希望した場合には代替農地の取得を行うこと等を条件に生産緑地指定の変更ができるよう改正すること。

4. 都市農業の担い手の確保・支援

(1) 後継者対策の強化

都市農地貸借円滑化法が施行されたもとでも、現に農地を守り営農に汗を流している農家の経営が継承されなければ都市農業を継続することはできない。よって、都市農業振興施策の中心に農業後継者の確保・育成を置き、さらに経営確立対策を抜本的に強化すること。

(2) 新たな担い手に対する施策の改善

経営開始資金（現行＝農業次世代人材投資事業）は、人・農地プランへの位置づけ等を前提としているが、市街化区域では実情を踏まえた例外規定を設けること。

5. 都市住民と共生する農業経営への支援強化と体制整備

(1) 都市農業特有の課題に関する支援施策

都市地域の農家が都市住民と共生するためには、農薬の飛散や土ぼこり、畜産や堆肥の匂い等に絶えず配慮して営農しなければならない。また、周囲の宅地化によって日照や風通しが悪くなるなど営農環境の悪化にも対応する必要がある。よって、こうした都市農業特有の課題を克服するために農家が設備や資材、新たな技術等を導入する取組に対する支援事業を創設すること。

(2) 防災機能の強化に対する支援

都市農業・農地が持つ防災機能を強化するため、地域の防災に協力する農家がハウスや井戸といった施設等を整備、維持する際のコストを支える施策を創設すること。

6. 都市農地の保全と農業振興に欠かせない農業委員会の組織強化

都市農業振興基本法および都市緑地法において都市の中に農地が存在する積極的な意義が明確に位置づけられており、都市農地の保全は良好な都市環境の維持に欠かせない国民的な課題である。

貴重な都市農地を守るため、差し迫っては市街化区域内に農地を持つ全ての農家に限られた期間の中で特定生産緑地制度について徹底して周知をはかる取組が必要である。また、同時に農家が農地の保全と活用に前向きに取り組むための農業振興の取組も一層重要になっている。

こうしたなかで農業委員会系統組織が果たすべき役割は非常に重要であることから、その活動を担保するための予算の拡充と組織の強化をはかること。

令和4年3月17日

東京都農業委員会会長集会